

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 上下水道局

ページ

- 単価契約の受託候補事業者の選定に係る手続の開始【上下水道局水道部配水管理課】

2

北九州市上下水道局公告第134号

次のとおり水道工事センター業務の委託に係る単価契約の受託候補事業者の選定に係る手続を開始する。

平成29年9月25日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

1 業務概要

- (1) 業務名 水道工事センター業務
- (2) 業務内容 導水管、送水管及び配水管並びにこれらに付属する設備の修繕、公道上における給水装置の修繕、配水管への取付口から水道メーターまでの給水管の取扱い実施要領に基づく施行、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに夜間の宿日直業務、緊急時のバルブ操作補助業務、給水車等による応急給水補助業務、宅地内の漏水調査、水道メーターの取付け及び引上げ、取替等困難メーターの改善工事、停水等に係る止水栓の開閉、水道メーターの運搬業務、既設管等の埋設状況確認のための試験掘、北部福岡緊急連絡管及びこれに付属する設備の修繕、その他発注者及び受注者が協議の上決定する事項
- (3) 履行期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- (4) 募集事業者数 14者

2 参加資格

平成29年11月2日時点において、次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市内に本社を有する指定給水装置工事事業者であること。
- (2) 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号。以下「規則」という。）第7条に規定する有資格者名簿に、規則第2条第10号に規定する管工事及び同条第27号に規定する水道施設工事の資格を有するものとして記載されていること。
- (3) 第6項第3号に規定する事前説明会に出席していること。
- (4) 以下に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定に基づき、指定給水装置工事事業者の指定を受けて、3年を経過していない

者

ウ 北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年北九州市水道局管理規程第7号）第3条に規定する指定の停止を受けて、その停止期間の終了後、3年を経過していない者

エ 上下水道局から維持管理の委託（水道工事センター業務）を受託したことがある者については、当該契約に係る契約書の第13条、第14条及び第15条における契約の解除権を行使されて、3年を経過していない者

オ 本市から指名停止を受けている期間中である者

3 参加資格を審査するための基準

第2項の参加資格の適合可否

4 受託候補事業者を選定するための評価基準

- (1) 社員数
- (2) 有資格者数
- (3) 保有機材数
- (4) 実技試験
- (5) 業務実績
- (6) 企業倫理
- (7) 研修等実施状況
- (8) 経営状況

5 契約の交渉等

第4項の基準により決定した受託候補事業者と、第1項に規定する業務の委託に係る単価契約の締結の交渉を行う。

ただし、上下水道局は、この契約をしないことによる補償は行わない。

6 手続等

(1) 担当部局

北九州市上下水道局水道部配水管理課

北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3066

(2) 説明書（選定実施要項及び業務委託仕様書）の交付場所、交付方法及び交付期間

ア 交付場所 第1号に同じ。

イ 交付方法 無償にて交付。来庁の上での窓口交付に限る。

ウ 交付期間 平成29年10月10日から同月20日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 事前説明会の日時及び場所

ア 日時 平成29年10月20日 午後2時から

イ 場所 第2号の説明書に記載する。

(4) 参加申込書の提出場所、提出方法及び提出期間

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出方法 持参に限る。

ウ 提出期間 平成29年10月23日から同年11月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 第6項第1号に同じ。

(4) 詳細は説明書（選定実施要項及び業務委託仕様書）による。